

参議院通商産業委員会會議録第十二号

昭和二十九年二月二十三日(火曜日)午前十時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君

委員

松平 勇雄君
藤田 進君

石原幹市郎君
大谷 實雄君

西川弥平治君
高橋 衛君

岸 良一君
豊田 雅孝君

西田 隆男君
海野 三朗君

小野 義夫君

委員外議員

政府委員

通商産業省
鉱山局長 川上 為治君

通商産業省公
益事業局長 中島 征帆君

中小企業庁長官 岡田 秀男君

事務局側

常任委員 林 誠一君

常任委員 山本友太郎君

常任委員 小田橋貞寿君

本日の會議に付した事件

○ガス事業法案(内閣送付)

○委員長(中川以良君) それでは只今より通商産業委員会を開きます。

第十一部

通商産業委員会會議録第十二号

昭和二十九年二月二十三日

【参議院】

皆様にお諮りいたしますが、小野議員から委員外発言を求められておりますので、委員長はこれをお許しをいたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中川以良君) それではお許しをすることいたします。それでは小野議員は御所用がございますようです。すから、最初に御発言を願うことにいたします。

○委員外議員(小野義夫君) 委員外の発言をお許し下さい。それにつきまして、委員長はか委員各位に厚くお礼を申し上げます。

私の発言は只今お手許に差し上げましたこの書類につきまして、第一から前書きを略しまして、朗読いたします。御覧明申上げたいと存ずるのであります。

天然ガス開発事業は地下資源の開発であります。国家資源の乏しい日本にありましては最も力を入れなければならぬ事業であり、その性質からいってガス事業の公益性とは全然無関係な性質を異にしておるものでござい

ます。

第二点は天然ガス事業は従来とも鉱業法、石油及び可燃性天然瓦斯資源開発法及び鉱山保安法によりまして、嚴重な規定の下に作業をいたしてきておりますので、今回更に前記ガス事業法によりて取締られるということになります。れば、行政の複雑化、事業者の二重負担というように現在政府によりて提唱せられております行政の簡素化とい

う大方針にも反する次第だと考えるのであります。

第三点は天然ガス事業は限られた一、二の地域では、例えば千葉、新潟のごとき地区におきましては、経済的に自立し得るのであります。が、日本全体から見ますと、まだ開発の初期にありまして、今後ますます育成しなければならぬ時期に際しておるのであります。ガス事業法によつて種々複雑な手続を強いられ、又は経済的にも相当な牽制を受けることは、全く事業の発展を阻止するものと思ふのであります。

第四点は前項の一、二経済的に成立している地域におきまして、その競争相手は決して都市のガスではなく、石炭及び重油であるのであります。従いまして工場燃料としての天然ガスの値段は、僅かな動きでもすぐに他の燃料によつて取替へられる不安定な状態にあるのであります。石炭、重油等が自由価格で販売されておるにもかかわらず、同様の性質の地下資源である天然ガスのみが消費税をかけられておるといふことも全く理解に苦しむ次第であります。

以上の理由によりまして本法案中特に公益性に関連する天然ガス、例えば天然ガスのみによつて市中に供給しておる、ガス事業を営むものは別といたしまして、工場その他に用いますところの原料たる天然ガスに關しましては、第二十四条、第二十五条及び二十八条より三十九条に至る天然ガスに關

する各条項を削除されたいというのをお願いでございます。

以上何とぞ本案御審議の過程において委員諸君の詳細なる御審議を仰ぎたいと存じます。政府のかたで御意見のあるかたはこの際どうぞ……。

○政府委員(中島征帆君) 只今の御意見に対しまして、今度のガス事業法の立案当局としての意見を申し上げます。このガス事業法案の中で、天然ガスもその対象をいたしておりますが、その目的とするところは、燃料ガスを導管を以て他へ供給する、そういう一般供給をする場合に事業を全体について監督をするということ、いま一つは導管によつて他へ供給する場合に保安上の問題が起きますので、保安の面から或る一定の監督をする、この二つの面がこの法案にあるわけでござい

ます。天然ガスを普通の導管によつて一般供給をいたします場合には、これはそのガスの供給という意味におきましては、いわゆるガス事業と何ら異なるところはないのであります。従つて供給面においてはガス事業者として、いわゆる公益事業としての監督を受けるのは当然であらうと思ふのであります。ただ天然ガスのとき只今の御説明にもありました通りに、極く一部に又試験的にやるといふふうなケースにおきましては、規模は必ずしも大きくなく、又特別の需用家に対して供給すること多いわけでございますが、そういうものに対しては、これはガ

ス事業者としての取扱は無論するわけじやございません。ただそれが一定の条件に当る場合におきましては、いわゆる保安的な見地からこのガス事業法の適用、事業者としての取扱がされるわけでございます。従いましてその限度におきまして、このガス事業本来の適用を受けるか、或いは只今申し上げたような適用を受けるかということにつきましては、區別がされるわけであります。その条件に満たない場合には無論ガス事業法とは何ら関係がないわけであり

ます。ただ今のようない関係にありません。場合には、やはりガス事業法の目的からいいますと、この法律の適用或いは適用を逃れるということは適當でない。具体的に申し上げますと、ここにありますように地下資源の開発であつて、ガス事業の公益性とは全然無関係である、これはその通りであります。天然ガスの開発そのものにつきましては、ガス事業法は何ら規制いたしておりません。これは当然に鉱業法等の問題でございまして、開発されたガスを如何なる形で利用するかというその利用面におきまして、今のような点から公益性に着目し、或いは保安に着目して必要最小限の法律の適用を受ける、こういうことになるわけであり

ては全然ガス事業法とは関連がないと、こう申上げてよいわけでもない。

それから天然ガスの事業が果して経済的に自立するかどうかというまだ過渡期にあるからという点でございませうが、これはそういうふうな点は確かにあると認められますが、ガス事業法で規制をしようという対象は、只今申しましたように一般供給をする場合には、仮に天然ガスの開発事業そのものがどうありまして、これを工場に對しまして導管を以て供給するという場合には、その工業に對する公益性から言つて、やはり公益事業として、或いはガス事業法の本来の適用を受けるというものはこれは当然であると思ひます。つまり燃料ガスのもとが石炭ガスであろうと、天然ガスであろうと、とにかく燃料ガスとして導管を以て各需用家に供給される場合にはやはり事業者としての義務は尽すべきであると、こういうふうに考えられます。従つて開発事業そのものとむしろ切離してガスを一般に供給するというガス事業を事業法の対象として見るわけでありまして、その面におきましてはやはり事業法の義務者としてのいろいろなことをやつて頂かなければならないと考えます。それから実質的に言つて競争相手が必要しも都市ガスでなくて、石炭或いは重油であるという点でございませうが、これはこういうふうな例もかなりあると思ひます。殊にこの例が成立つ場合にはむしろ天然ガスの事業者が特定の需用家に對しまして特定供給をするという場合でありまして、従つてこういうような例が成立つのは大体において

てはいわゆるガス事業者としてではなく、準用事業者としてつまり特定供給をなす場合である、こういう点でありまして、その場合におきましてはガス事業者としての規制は受けませんけれども、保安の見地から一定の保安的措置をしなければならぬという準用規定がございませう。これはやはり社会公共に對する保安上の義務としてガスを供給するものにも行なつてもらわなければならぬ問題じゃないか、従つてこの点も完全にこれを天然ガスであるからと言つて自由にするということとは適当ではない。併しこれも程度によりけりでありまして、法律の第三十八条には政令の定めるところによるという準用する場合の限定規定がございませうが、これによりまして例えば圧力或いは導管の大きさ、こういうふうなもの

を政令で限定をいたしまして、一般の保安にそれほどの関係のない程度の供給状況であれば初めからこれは政令で以て外すということも考えておるのでありまして、保安上の見地から必要最小限の場合におきましてのみ適用を受けるというふうに考えておるわけでありませう。

○委員外議員(小野義夫君) 今の御説明によりまして公共に供給する、つまり例としては長岡ですか、今対象としておるところのいわゆる天然ガスとしてそれがタウン・ガスと同じようにに各戸にいわゆる供給しているというのは日本に二つしかないと思うのですが、どうですか、対象にされるべきあなたの説明に該当する天然ガス事業というのは幾つあるのですか。

○政府委員(中島征帆君) 秋田以下五つあるやうであります。併しこれはい

わゆるガス事業として一般に供給をしておる事業であります。その他に天然ガスを掘りまして特定の工場等に供給するといふものは別にございませう。

○委員外議員(小野義夫君) 私は五つとは思ひません。新潟や何かは私の事業地であるからよくその情勢を知つておりますが、あるのは、一、二のところですが、これは本法によつて取締るといふのは私はいけれども、併しこれととも鉱業の法と、それから公共事業の限界があると思ふのです。あなたがおつしやる通りに採掘とかその他のことはどつちに属するかと言へば、公共事業に属しない、これは鉱業法によつて取締つて行くのであつて、保安法に属するのと同様であります。或る例えはタンクといふものから、丁度電氣でいうと受電所、タンクから先が公共に供するところのいわゆるガス事業の本法の目的とすべきものに入るものと思ふのでありまして、普通には大部分の天然ガスといふものはA工場、B工場に供給するのであつて、公衆には何ら関係がない、又保安についても鉱山保安法において特殊なる装置その他を強いられておるのでありまして、いわゆる公共事業が立入る範圍でないものと思ひます。従つて本法の立法の趣旨が漫然とどこでもこれでも、質屋の隣には金貸がいゝと、質屋の規則をぶつかけるやうなもので、出すのであるからといつてこの法案をこういうふうな包括的に二十四条にガス事業にあらざるものも取締るといふ条件をそれ自体が、つまり法の範圍の拡大になるのでありますから、天然ガスにして且つ一般の公共の消費に供するものという限定を付けないやいけません、それとて

も採掘その他に立入るということ、これは、鉱業法の見地に立入るのだから絶対に許されないことで、それを受けるところの装置、例えばガスタンクから先は本法公共事業によつてこれをやる、ガスタンク以前のことに對しては鉱山監督局がやる、こういうふうな明確に法の適用をしておかなければ、こういう漠然たる立法は非常に天然ガス業者に疑惑を生ずることになります。あなた

がたは要らんとはいけれども、何かこれではいゝなことをすると供給の契約の内容まであなたがたが取調べるということになる、何ほで売つておる、それは高過ぎる、安過ぎる、そこまで發展してゐる、末端の役人が言つて来るということになることは甚だしく私も越権であると思ふが、この点を今のやうな天然ガスにして、そうして一般に供給するものはガス事業法として取扱うという規定を置かれて、そうしてゐるやいやこいやうなこういう法律の準用とかその他のことは全部削除すべきものと私は考えるが、どうですか。

○政府委員(中島征帆君) 無論お話の通りに採掘までガス事業法で以て立入ることは全然ないわけでありませう。三十八条にもありますやうに、ガス事業者以外のもの、ガスを供給する事業を行うものに準用するとございませうが、これはいわゆるタウン・ガスに天然ガスを使用しておるといふ場合であつて、今御例示になりましたやうに、特定の相手方に対して天然ガス事業者が供給しておるといふやうな場合がこれに一応該当するわけがございませうが、それもすべてでなくて、先ほど申し上げましたやうに、一定の条件に當

てはまる場合にこれを準用いたしましてガスの保安の義務だけ果して頂く。これは小規模のものでありまして別に大したことはないの、ございませうけれども、比較的導管が大きな、圧力が多き、而も特定の需用家もかなり多数に上つておるといふ場合には、やはり全般的なガスの保安の見地から一定の施設をせよとやらなければならぬといふ事情もあつたので、そういうことを書いてあるわけでありまして、天然ガスをどこかへ供給しておる場合がすべてガス事業法の対象になるというふうには考えていないわけがございませう。

○委員外議員(小野義夫君) それも非常に見当違ひの考え方です。ここに例えはA会社が石炭ガスのみを作つて、そうしてこれを一般に供給する、B若しくはCという数社若しくは一、二社に供給するガス事業者があつたというならば、これはやはり法案で以て取締るべきであらうと思ふ。なぜならこれは鉱業法なり鉱山保安法は何にも取締をしていないから。そこで例えばそのガス事業の設備が悪かつたところにそれが爆発した、従つて隣近所が迷惑をした、従つてガス事業法が立入る、これは理論的なんです。ところがすでに鉱業法においてたとえその地区の中にあらうとあるまいと、鉱業法で十分なる監督と設備をしておるものにこれがタッチするといふことは、一つの対象物に二重の監督をするといふことで、この立法の目的が違つてゐるやありませう。

○政府委員(中島征帆君) これは鉱山局長のほうから説明して頂きますが、鉱業法では採掘から自分の事業場内の

ことは鉱業法乃至鉱山保安法で取締を受けるけれども、それから更に他のほうに導管で供給する場合にはその面は別にその法規の適用の対象にならないわけでありまして。そこをガス事業法で或る程度の条件の下に取締ろうというわけでありまして。

○委員外議員(小野義夫君) それは今大きな、天然ガスを供給し、又使うというものは、それは向うのほうにして唯一の大きな会社であつて、これを供給するものも又相当の会社でなければ、例えばガスの供給を本当にして、工場にやつておる会社が日本に何軒ありますか。

○政府委員(中島征帆君) ガス事業者は全国で八十余りです。

○委員外議員(小野義夫君) 併しA、BのAの工場から供給しておる天然ガスの事業者は何人ありますか……、今おわかりにならないれば申上げてもいいのですが、極めて少数なんです。そうしてこの甲、乙の会社はいずれも相当のエンジニアを持つておる会社であつて、これらをこゝういふような規則の中に書込むのは、占領政策のときにあつたガス事業、こゝういふものがただ一条、五十八条か何かで以て必要であれば或いはこゝういふことについても何か考へてもいいくらい程度の規定があるだけで、かゝるに列記的に広くやるということは私は甚だしく少くとも天然ガスの二、三の供給者をこの中に入れるということはあなたの調査ができていない、調査の仕方がないくらいに必要性がない、必要性がないのに立法するといふことが今の弊害なんです。我々は法律を廃することがむしろ今の政治の中心でなければならぬ。法律を

作る、法律を作れば官吏が増す、官吏が増せばいふゆる財政が膨脹する、こゝういふことになるのでありますから、だから何にも弊害を聞いておりません、天然ガス供給者が何か誤つた方法で何かを行なつたといふことは聞いておらないのです。実害がないのです。

○政府委員(中島征帆君) 何か弊害が起きてから立法するのでは遅いので、我々理論的に考へまして、仮に例えば石炭の場合を想定いたしましたとしてもいいのであります、自家用の石炭ガスの装置をいたしておるものが隣近所の工場、或いはそれをだん／＼拡げて遠くまで供給するといふことをフリーにしておきますと、その導管或いはその他のガスの施設から災害を起すといふ場合に、これがガス事業法の適用のな

り限り取締りようがないと同様に、天然ガスの場合におきましても、しつかりした会社がちやんと設備を以て特定の所に供給するのは問題ないものであります、例へば新しい天然ガスを掘当てたものが、だん／＼事業が特定の供給だけではなく、一般の供給に近い形にまで持つて行かれますといふことを法律上抑えて行かれません、非常に災害を起した場合であつてはどうか仕方がないのであります、いづれもそれを防げるような措置をする必要がある。これは石炭ガス事業と比べて全然違ひないものであります、天然ガスを掘当てることは何ら制限をしておりませんが、それを一般の路面の下に導管を配置して他に供給する場合は、普通のガス事業と比べて、部分的には全然違ひませんので、取締の対象としては設けまして、但しその対象をやたらに不必要に拡げないために政令で以て最小限

度まで縛るという趣旨であります。

○委員外議員(小野義夫君) 今のあなたの説明は、公共事業、ガス事業といふのは、言い換へますれば公共ガス事業、公共といふことをお忘れになると今のような議論が発生してしまうのです。公共ガス事業といふことが精神でなければならぬ。これは多数の人が例へば台所に使うとか、或いはその他湯を沸すのに使うとか、公共のガス事業といふものが重点であらうし、それを取締るのがこの本法の公共性といふことがどこまでも立法の精神でなければならぬ。今あなたのようにAとかBとかがガスを発生して供給するといふのは、これは工場法でやるならば工場法、マニング・インダストリーのファクトリー・ローを以てやるべきが至当であつて、かかる公共性の事業でやろうといふことは全くその立法は逸脱しておるのじやないか、今のあなたの引例はそれはファクトリー・ローで若し決定するならばそれに入れることになる。自家用として他に供給し、よつて以て工場法でその被害を防げるならば警察法とか、若しくはガス取締法とか、或いはその他工場法の中に入れるべきものであつて、この中に入れるべきではないと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) 最初申し上げましたように、このガス事業法は名称はガス事業法でありましても、本来のガス事業のほかにこれらに類似したガスの供給に対する保安の取締をやるといふ二つの狙いがあるわけでありまして。目的にも「ガスの製造及び供給に伴う危険を防止することによつて、公共の安全を確保する」といふことを謳われております。従つて今のような

場合も、例えば天然ガスの採掘事業所と、それからそれを使う事業主体は違ひましても、別の需用家といふものが一致しております場合には、その中で危険が起きました、工場の内部の事件であり、天然ガス採掘の問題であります、これが導管によつて道路の附近を通りまして、少し距離が離れた工場へ供給されるということになります、その導管に漏洩があるとかといふことで、何かの災害が起きました場合には、単に当事者の問題ではなく、一般の、公共の災害の問題になりますので、そういうものもガス事業法で防

止しようといふのが狙ひになつておるわけでございます。

○委員外議員(小野義夫君) それは今申上げた通り、ガスと名がつけば必ずガス事業法でやらなければならぬといふのが、この立法の基礎的な間違ひだと言ふのです。ガスと名がついておつても、これは工場法なり、或いはガス取締規則なりで別にやられるし、これはここにガス事業といふことになるならば、ここに大体あるごとく、一般にガスを発生してやうしてこれを公共に供給するといふことがどこまでもこのガス事業法の建前でなければならぬのであつて、そのとこにたま／＼ガスを発生して、これを甲、乙に供給する、これは工場法であれば工場取締規則、それが天然ガスであるならば、これは鉱山保安法、若しくは石油ガス事業法で管理すべきものであつて、あなたたちが立入る筋のものではない。立法のいふゆる基礎が間違つておるじやありませんかといふことをあなたにお尋ねしてゐる。

○政府委員(中島征帆君) 私どもはガスであるからすべて規定の対象になるというふうには考へておりません。例へば天然ガスにいたしましても、或いは石炭ガスにいたしましても、その他は高圧のボンベに詰めて供給するといふことになれば、これはガス事業法の対象にならないのであります。これを導管によつて他に供給するといふのがガス事業法の対象になるのであります。それだけを考へております。

○委員外議員(小野義夫君) これは導管によつていふのは、導管によらざるを得ないからで、ボンベでやればガス事業でない。ボンベもこれは部分的の導管でございまして、あなたたちは、ボンベは街の中を自動車で運んで行つて破裂してもいいのですか。

○政府委員(中島征帆君) 私は法規の問題で、ボンベの問題は高圧ガス取締法でいたします。

○委員外議員(小野義夫君) 天然ガスも高圧事業といふ見解ならば、高圧事業でやればいい。おおむね天然ガスは高圧じやない。あなたは実態を御存じがない。掘るでしよう、井戸から掘る、それからこれを高圧にするのはおおむねボンベによつてやるが、自動車

におきまして御質問を申上げることにして、今日は私はこれで打ち切りま

す。

○西川弥平治君 天然ガスの問題と関連がありますから少しく質問を申上げて見たいと思つて、このガスの供給に卸売りの性格を持つたものと、それから今の天然ガスの事業法によりまして供給する方法と申しますか、あるように私は察しておるのではありませんか、いわゆるガス会社に天然ガスを卸売りを

するそのものが実際の問題といたしましてそのガス会社のホルダーに入る前にいわゆる供給をされておるといふ事例はたくさんございます。併しその卸売という一つの線から言いますと、実際問題としてはもう卸売業者がすべての保安の問題でありまして供給の關係でも実際はやつておるのでありますけれども、法律の定めるところによるとでも申しますか、ガス会社はいわゆる燃突式で簡便な料金の請求だけはそこでやつておるといふような事例はたくさんあるのではありませんか、こ

ういふ問題はこのガス事業法に抵触をしないのでしようか。何かそこに疑義があるものであります、その点は如何でございますか。

○政府委員(中島征帆君) これはガスを卸すに必要として、ガス業者の一定のところで計量されてそこで受入れるという態勢であれば、その地点において卸供給事業がなされるというふうに見て差支えないと思つてお

○西川弥平治君 もう一つ伺います、高圧ガスとそれからいわゆる低圧ガスとの境界はどの程度で境界を引いておられますか。

○政府委員(中島征帆君) ガス事業に

おきましてはこのガス事業の内部においては高圧、低圧の区別は必ずしもいたしてありませんが、普通にやります場合には一般の需用家、特に家庭方面に使う場合にはガス事業の場合の普通の圧力でございます、工場から送り出されるものはそれに比しますと圧力は高いのであります、これは普通のいわゆる高圧ガスと比しますとずつと低圧でございますけれども、ガス事業ではこれを高圧と言つておられます。併し一般に高圧と申しますのは十気圧以上の例えはボンベに詰めたりなんかする場合のことを言うわけでありまして、例えはガス事業におきまして天然ガス等をボンベに詰めて売るといふ場合においてはこれは高圧ガスになるわけでありまして、これを導管によつて供給する場合にはそれほどの圧力をいづれも持つておりませんから、いわゆるガス事業のガスはすべて低圧のガスだといふふうに見て差支えないと思つてお

○西川弥平治君 それで私先ほど申し上げました、要するに導管によりまして供給するといふお話がございましたが、そのガス・ホルダーに入りますと、高圧の程度にもよりますけれども、一応工場におきましては高圧ガスを必要であるが故に、ガス・ホルダーを通さずに直接の卸売業者のパイプ・ラインから頂戴をいたしておるのであります。従いましてそういう場合にガス事業法に抵触をする境界によつては卸売業者が直接にそこに持つて行つてもいいんじゃないかというように私は疑義を感じておるので、それで今伺つておるのであります。それでありますから、高圧ガスといふのはどの程度で

境界とし、そしてその高圧ガス事業法に抵触はどの点でするかということでありまして、如何なものでしょうか。

○政府委員(中島征帆君) 高圧ガス事業法とか、或いはガス事業法に高圧、低圧の区別はいたしてありませんが、今の例におきましては、例えは需用家のメーターまでいわゆる卸売業者が自分の導管で送りまして、それで需用家がそのまま使う、ところが実際はこれはガス事業者が卸したガスであつて、需用家が使うのはガス事業者から買つたガスである、こういうふうなケースがあるのだと思つておられます。その場合には電氣の場合はポイント供給といふような術語もございしますが、つまり需用家のメーターのところまでガス事業者が卸業者からガスを買い、その瞬間に需用家に売る、こういうふうな見方をすれば、そこで卸から小売へ移つて需用家に移る、こういうふうなことが考えられるのであります、必ずしも、必ずしも違ふところがあると思つてお

○西川弥平治君 もう一つちよつと、つかないような質問であります、これは重大な問題であります、私が参考

に聞いておきたいのですが、ガスといふものの定義はどのようになっていますか、このガスという定義はどのようになっていますか、例えて申しますと、最近ではプロパンガスとか、或いはメタン、エタン、というふうなガスがあるわけですが、こういうものを一括してガスと言つておるのであります、或いはプロパンガスなどはこれは別物だといふようにお考えになつておられますか、その点ちよつと伺つておきたい。

○政府委員(中島征帆君) この法律ではガスの定義はないのであります、考へられておりますのは、燃料用のガスといふふうに一応限定しておるつもりでございます。ただ同じガスでありましても燃料用にも使ひ、或いは原料用にも使えるものもございしますけれども、少くとも燃料に使うガスであつて導管で供給されるというものがこのガス事業法の対象になるかと思つてお

○西川弥平治君 まあ天然ガスの問題になりますと非常に帝石といふものが、帝石などは大会社であります、それを導法して私はやつておると思つてお

○政府委員(中島征帆君) 今のような場合にはこれは今のところは何らの義務はないわけでありまして、仮に急に工場に供給するとか、或いはボンベ工場までパイプを引つ張るとかいうような場合にはおきましては、これはガスを供給する事業といふところまで来てお

○西川弥平治君 それは大変いいことを伺つたのであります、実際都市の

○西川弥平治君 それは大変いいことを伺つたのであります、実際都市の

○西川弥平治君 それは大変いいことを伺つたのであります、実際都市の

○西川弥平治君 それは大変いいことを伺つたのであります、実際都市の

○西川弥平治君 それは大変いいことを伺つたのであります、実際都市の

○西川弥平治君 それは大変いいことを伺つたのであります、実際都市の

○西川弥平治君 それは大変いいことを伺つたのであります、実際都市の

○西川弥平治君 それは大変いいことを伺つたのであります、実際都市の

ガス会社のそばに井戸を掘つてそしてガスが出たけれどもそいつの処置に困つておるといふようなときには、そうすれば届出も何もなく応急の措置としてガス会社のパイプに繋いで使つても事後において許可といひますか、認可といひますか、そういうものを得れば差支えないといふことに解釈してよろしいと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) 差支えございません。

○海野三朗君 お伺ひいたしますが、三十二条に「ガス主任技術者免状の交付」とありますが、このガス主任技術者の免状は試験官がどういふことになつておりますか、お伺ひいたしたい。

○政府委員(中島征帆君) それは毎年度の試験を行いますときに、その都度学者その他いわゆる学識経験者の中から選定をいたしまして委員をお願いいたしております。

○海野三朗君 学識経験者と言われますが、どういふ試験委員の構成でありますか。当局者が技術のほうはよくおわかりになつていないではありませんか。

○政府委員(中島征帆君) 委員が普通五名でありまして、その大部分は大学の教授のかたでございます。

○海野三朗君 それからこの前伺ひしました、この法案の中には期限を殆んど切つていないのでありますが、これは私は不完全だと思ひますが、これが政府当局はこれを不完全だと思つていらつしやいませんか、どうです。或る期限の限度を置かなければならないのではないかと。

○政府委員(中島征帆君) 全体といたしまして、期限のあるものもございま

すけれども、大体まあ期限の置きにくいもの、或いは必要でないものを除いておきまして、従つてそういうふうなものは極めて少いわけでございますが、やはりこの法律の構成としましてはこの程度で止むを得ないのではないと思ひます。

○海野三朗君 そのことにつきましてはその程度にいたしておきまして、いま一つお伺ひいたしたいことは、天然ガスの場合であります、天然ガスの吹き出てる所があります、それに對しては政府当局といたしましてどういふふうな準備と申しますか、その開発に對してはおやりになるお考えでありますか。その用意のほどを承わりたいと思ひます。

○政府委員(川上為治君) 御質問の趣旨がよくわからないのですが、天然ガスの開発につきましては私どものほうとしましては相当国内におきまして豊富にあるといふふうに言われておりますし、且つ又將來におきましては単に燃料としてだけでなくガス化学としてこれは相当將來性があるのじやないかといふようなふうに考へておりますので、この開発につきましては何とかして急速に促進せしめたいといふような考へを持っております。従いまして本年度におきましては、この前から問題になつております石油の五カ年計画といふのを一応立てまして、石油のほうに非常な努力を払つておりますが、そのうちに天然ガスにつきましても私

どもは或る計画を以ちましてこれを開発したいといふような考へを持つておるわけでありまして、現在におきまして天然ガスの開発につきましては或いは開採融資といふような問題につきましても考へておりますし、本年度におきましてはたしか一件かそこら開採融資が行われたんじゃないかといふようなふうに考へております。

○海野三朗君 もう少し具体的に私はお伺ひいたしますが、秋田県のすぐ近くにある山形県の或る一部分ではすでに井戸を三カ所ばかり掘りました。その井戸の一つには相當な噴出量がありまして、戦争中においては地下水がたぐさん出て来ますので塩を作つておつたのであります。今もやはり天然ガスが出ております。これを利用するの金がないからできない。その所有者はいわゆる野たれ死のような恰好になつておるのであります。そうして今も現にその天然ガスがどん／＼噴出しておる。そういうふうな場合にはやはり開採のほうから融資、融資と申しまして百万や二百万ではできません、どうしたつて少くとも億という資本を要する仕事であります。そういうふうな場合に開採あたりではいわゆる鉱区を担保にしてでも融資をする用意があるのではありませんか。ちよつとそれをお伺ひしたい。

○政府委員(川上為治君) その天然ガスを利用いたしましてどういふ産業を起すかといふ具体的な問題になりまして、そういうことを十分調べました上で、それが非常に国家的に、或いはその地方におきまして、非常に重大なものであるといふようなふうに考へますれば、これは開採融資で行きますか、

或いはほかの銀行融資で行きますか、そういうような点につきましては、我々のほうとしましては、具体的な問題として当りたいといふふうに考へております。いずれにしても、そういうガスが相當継続的に大きく出る、而もその地方において適當な産業をそれを利用いたしまして起し得る可能性が相當にあるといふことであれば、その具体的な問題を提えて私どもとしましては、或いは開採なり、或いはその他の方面から融資してもらふような途は講じたといふふうに考へております。

○西田隆男君 中島さんに一つお聞きしたいのですが、第二十八条の規定です、この規定は大体この法律案を見れば、新設のものに對する条項が非常に余計書いてあるように私は見える。が併しこれは新設も既存の設備も一緒だと思ひますが、この二十八条の規定を厳密に行ふことによつて既存のものに對してどの程度工作物の修理、改造、移転を命ずるようなことになるのか、あなたのほうのお調べがついておりますか。

○政府委員(中島征帆君) まだ既存の設備につきまして全面的な検査もいたしておりませんが、一部業務検査いたしました場合には、例えば導管が非常に腐つておるといふような場合もありまして、そういう場合には當然この規定によりまして、その補修を命じ、或いは改造を命ずるといふことになるわけでありまして、具体的にどの程度になるかといふことはまだきまつておりません。

○西田隆男君 これは法律は作つただけじゃ意味をなさぬ。こういう法律を作

作るなら、若しこの法律案が通れば二十八条の規定は非常に厳密に私はやらねばならないと思ふ。と申しますのは、今までのガス事業といふものは、いろ／＼陳腐の書類が来ておりますように、地方で主に監督されておつた。地方で監督されておつたから必ずしもルーズだとは申しません。申しませんけれども、現存してある日本のガス事業は相當古くからガス事業として経営を続けておる。そうすれば設備そのものが近代化された設備になつて必ずしも二十八条の規定に適合するような修理、改造、移転をしないで済むようなことになつておるかどうかといふことは非常に大きな問題だと私は思ふので

す。そうしますと、既存のガス事業者にして見れば、二十八条の規定を、法律が通つた際に、厳密にやられるといふことは、ガス事業の経営の面において、或る程度の打撃を受けはしないかと私は心配するのですが、これは調べないといふのではなくて、急速にお調べになつて、若し非常に多くの者がこの二十八条の適用によつて、こういうことをせねばならないといふことになれば、これは当局としてはやはり金の面についても或る程度の考慮をお私いにならないと、なか／＼やりにくいと思ひますがね。従つて現在既存のガス事業に困難といひますか、を來たらすようなことでも困ると思ひます。

○私はこの二十八条の規定には反対じゃありません。反対じゃありませんけれども、ただ完全な立法をするといふことだけに重点を置いて、法律は作つたけれども適用されないといふことは、法律を作つた意味をなさぬ、

では、法律を作つた意味をなさぬ、

では、法律を作つた意味をなさぬ、

では、法律を作つた意味をなさぬ、

では、法律を作つた意味をなさぬ、

こういう点については一つ通産省の公益事業局は特に資料を集められて、そうしてこの委員会にこれ／＼、これぐらいいこうなるであろう、日にちは幾らぐらいいかかるであろう、金額はどのくらいになるであろう、業者はこれを調達し得るか、得ないかという点まで、親心を持って調査資料を作つて、この法律案の審議の過程においてこの委員会に御提出頂きたい。

○政府委員(中島征帆君) 只今の御意見は誠にその通りでございます。私も保安基準を作りましてから厳密に実行するようにしなければなりません。ただ保安基準というものはできるだけ最小限度にとどめるべきであります。従つてガス事業に迷惑をかける程度になることは適當でないと思ひますが、ただ今考えますのに、いわゆるガス事業における設備の中で、地上に出ております製造設備のものは、現在でもこれは一般に対する関係が非常に大きいので、かなり厳重に検査も監督もいたしておるわけでありまして、そういうものが新しい保安基準によつて非常に大きな変化を受けるという場合は、移転をしなければならぬとか、或いは改造をしなければならぬというようなことは、割合に少いだろうと思ひますが、実際地下に埋設されておられます導管等につきましては、これは戦時中長い間開放しておりましたので、一々これを掘り上げて見ますといふと、全部やり直さなければならぬといふものが多数出て来るだろうと思ひます。従ひまして、この法案の審議中にそこまでの具体的な調べがつくかどうかかわかりませんが、できるだけものを調べまして、わかつた範囲内で御

報告申上げるようにいたします。

○西川彌平治君 私も実は西田委員の御趣旨のような点を質問を申上げたが、今までは思つておつたのであります。が、今までのこのガス会社というものは、まあ相当大都市でも申しますか、都市にこのガス会社はできており、又その町なり市なりがガスを経営しておりますが、これから実はその天然ガスがほ／＼に出て参りますと、今度は小さい町或いは小部落でも、天然ガスを一つ引張つてガス事業をやろうというやうな考えを持つてゐるところが私の耳にも数カ所実は参つておるのであります。水道におきましては上水道の一つの法律があり、又簡易水道の法律がございますやうに、そういうふうな小さなガス事業を営もうといふやうなところには今簡易水道法があると同じやうに、このガス事業法というこのまゝを適用された場合には、とてもやつて行けない。併し折角あるガスであるから、何か有効に使わなければならぬといふやうな事例がほ／＼あるものであります。そういうふうな点について何かお考えをお持ちでありますしたら伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) 現在も、又この新法律におきまして、事業体の大小によつて区別はいたしております。大阪等の大きなガス会社と、それから地方の小さなガス会社との間の開きというものは非常に差がございます。従つて実際の取扱におきまして、その地方の小さなガス事業におきましては、その及ぼす範囲が極めて小さくて限定されておりますから、従つてここに

ろいろ準けてありますやうな非常に重苦しい規定をそのまま適用するということは、法律上は當然でありますけれども、實際上の運用をいたしましてそれほど厳密に実をいたしておらない実情でございます。従つて今後も特別の立法をするほどの必要はないと思ひますけれども、その事態の需要性に応じて適当に實際上の法規の運用に手を加える、これは政令或いは省令で以てその規定の緩和のできるところは、又實際上の監督等におきましても、又実際の監督等に鑑みまして、それほどの大きな問題の起きない場合は余り細かいことは言わないという方針でございます。

○西川彌平治君 今局長のお話で一応了承いたしました。が、実際問題としては、これはどうも簡易ガス事業法としても申しますか、そういうものを作つてもならぬと、実際問題においてはこのやうなものをそのまま適用された場合には、これは大変なことである。それから、それからそういうふうな手心を加えるといふやうなことは限界が自然私はあると思ひます。極端にルーズにしてしまつて、そうして大きな事故を起すといふやうなことも私はあると思ひます。又余りにも小企業に対しての厳重な、東京のガスのような、大阪のガスのようなことを言われても成立しませんし、私は手心といふことは非常にいいことではあります。が、むしろそういうことは新らしくやはり簡易ガス事業法といふべきか何といふのか、そういう法律をお作りになることが最も運用においていいのじやないか

というやうに私は考えますが、如何でございますか。

○政府委員(中島征帆君) 手心上申上げましたが、例えば保安上の基準のいろいろな規定等は最小限度に守つてもならなければなりませんので、例えば会計の規定とかいふやうなものにつきましては、大きなガス会社と小さなガス会社とは違ふのが当然で、例えば帳簿の様式を簡素化するといふことは当然やるべきでありまして、併しお話を通りに、特別に小規模なものにつきまして別の立法といふことも、これは考えられないことでもありません。から、なお今後研究させて頂きたいと思ひます。

○岸良一君 私二つ二つ伺ひたいと思ひます。今いろいろお話を聞きますと、私は素人でございしますが、この法律を実施する際にはなか／＼まだこれから調査もしなければならぬし、実際にいって仕事を早く取運ぶについては相当人と経費も要するだろうと思ひますが、大体これを実行されるのに、現在の機構、規模、経費でおやりになり得る見込みなんですか。

○政府委員(中島征帆君) 現在の人員で大体できると思ひます。但し今度の法律の中にもございします通り、一部地方の通産局長或いは都道府県知事に権限を委任し得るという規定がございしますし、それによつて地方の通産局はすでに或る程度の事業をしてございしますけれども、委任のやり方如何によりましては、これを増強しなければならぬといふことも或いは起るかも知れません。或いは地方に委譲する場合に果して府県庁等の現在の人員のやりくりででき

るかでせんかという問題が起きますが、その点はできるだけ現在の機構で以てやれるやうなやうに工夫して参りたいと思ひます。

○岸良一君 今、通産省なり農林省なりの事務の場合において、非常に複雑、重複して来る場合があるのです。恐らくこの仕事をやつて通産省だけで許可をすることがいふことになると、又たくさんの方が地方から集まつて来る時がかかるというところは、私は非常にいけないことだらうと思ひます。特に切替えのときにおいて恐らく全部認可申請を出すのだからと思ひます。そうして見ますと先ほどお話になりました迅速、確實に早くしてやる、そうして折角企図したことが順調に行けるやうにしてもらうことが大切だと思ひます。そういう意味において私はそういうことの知識を整備して、そうして民間の仕事をする人に迷惑にならないやうにお取運びを願うことが必要じやないか。それとまたやたらに機構を大きくして金を使うといふことを申上げるのじやないのです。この仕事を、これに書いてあるところを見ても、そういうふうな、これは監督も要するだろう、保安の責任を、保安の技術者も要するだろうし、それだけの監督もやらなければならぬ、どうしても始終監督をして、そうして間違ひのないやうにする点が必要だろうと思ひます。そういう点を特に御注意を願ふ必要があるのじやないかと、こう考えております。

○政府委員(中島征帆君) この法律の切替えのときにはそこにございします。が、既存のガス事業者等のすでに受けた認可はそのまゝ生きるといふやうな

扱いをいたします。それから今後の認可事項については、この新法律案におきましては、できるだけ絞りました簡素化したしておりますが、その中でも現在でも或る程度実行いたしておりますけれども、全国的な見地から見なければならぬもの、例えば料金でありますとか、或いはガス事業自体の許可でありますとか、こういうものにつきましては、やはり一応本省で全般的に審査する必要がありますので、本省にも書類が来ております。そうでないものにつきましてはできるだけ地方に委譲いたしまして、ガス事業者も地方で片付くように今後やらなければならぬと思います。

○岸長一君 なおガスの給源になるのも大抵石炭と天然ガス及び油等が原料になるのだらうと思ひます。私はやはりこの仕事をやつて行く上においては資源を培養して行くという必要があるだらう。そういう上におきまして、先ほどお話のあつた天然ガス等についてのお調べも十分願うと同時に、又聞きますると通産省においてガス事業の五カ年計画といつたようなものをお持ちになつておるといふお話でございますから、若しそういうことが御発表願えれば発表願いたい。その際においてやはりガスの基礎になる原料料に対するところのお見込をどのくらいになるかといふことも明らかにして頂きたいのであります。この際、さういふことの簡単な御意見を承れば結構だと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) ガス事業の五カ年計画は、この前工場見学の際に御説明いたしましたのでありますが、これはこの次の委員会までに各委員に配付

するようになつております。そこにございます。将来五カ年間にこれを全体の二〇%まで持つて行くのに対して石炭がこの程度になるといふふうな資料もございますから、これを配付いたしたいときにその御説明をいたしたいと思ひます。

○委員長(中川以良君) 局長に申し上げますが、この前工場見学でそのとき伺つたのは、当時委員は七名出席しただけでありまして、委員会において改めて今の資料に基いての説明をお願いいたします。

○高橋衛君 ガス主任技術者に関連して二、三伺ひたいと思ふのであります。この規定は随分古く内務省令ですか、商工省令等に基礎を置いてやつて頂いたのでございまして、今までにガス主任技術者として試験を通つた人と申しますか、資格のある人の数がどの程度あるか。資格、種類別に、甲種、乙種別に数をお知らせ願ひたい。

それから第二点は、まあその数によつて判断をしたいと思ふのであります。年々これは試験をしておられるかどうか。非常に事業場の数もさう多くないやうであります。さういふふうな試験というものが非常に程度の低い時代においては必要だつたかも知れませんが、さういふふうな相当産業程度の発達して来た現状において絶対に必要であるかどうか。

第三点は、この試験のために政府はどの程度の予算を予定しておられるか。どの程度の経費を年々使つておられるか。これは政府並びに試験を受けるほうの負担も相当あると思ひます。

それから、全部一度に申上げておきますが、第四点は、この法律では第三

十六条の第二項で、特にガス主任技術者の権限といふものを特別に規定してある。第三十七条においてはガス主任技術者に対してのみ解任を命ずることができるといふ政府の権限を規定してあるのであります。これは一つの事業体の経営をいたしましては、むしろ社長なり専断なりの命令を聞かなければならぬところの、又実際それを技術上こゝしなればならぬと思つてもできないやうな立場にある人たちに、そのやうなことに對して過重な責任を負担せしめるというやうな感じもありませんが、この点についてこの法律の規定の仕方が如何にも不当であるやうな感じを受けるのであります。その点についての御説明をお願いいたしたい。

○政府委員(中島征帆君) 詳細な点はなほ後ほど調べまして申上げたいと思ひますが、主任技術者の免状は現在まで全部合せまして千二百名ほどもあつております。

それから権限の問題でございますが、「解任を命ずることができ。」といふ場合は、これは主任技術者が法律若しくは法律に基く命令に違反したといふ場合といふことでありまして、これは主任技術者自身としてその命令を聞かなかつた場合、従つて若しこの主任技術者が、その雇用してあります社長その他の命令によりまして止むを得ず違反の措置を講じたといふ場合には、これは法律上の問題は別といたしまして、実際にこの三十七条の解任命令を適用されるということはないわけでありまして、三十七条の狙いは要するにこの主任技術者が技術者として、

実際に主任技術者として適任でない場合、さういふときのことを狙つてゐるわけでありまして、にもかかわらず、一応試験は通つておりますけれども、人格その他において適当でないにもかかわらず会社においてこれを用いてゐる、而も重要な保安の責任を負わしてゐるという場合には、これを適当でないからと言つて解任を命ずることができるのであります。通常は普通の命令系統によつていろいろ解雇命令等を行うのが普通であります。特に個人的な能力等に着目いたしまして、適当でない場合には雇用主に対して命令するといふことが三十七条の狙ひであります。

それからこの主任技術者のための試験の予算は大体六万円でありまして、現在の試験は一人受験料三百円といふことになつております。

○高橋衛君 只今の御説明によりましますと、すでに試験を受けて資格のある人が今千二百名ある。而もガス事業が行われてゐるのは大体全国八十程度の会社であるといふことであります。と、技術者といふものは全国的に見て十分である、主任技術者といふのは十分であるといふやうな感じがするのであります。言ひ換えれば新しくさういふふうな勉強をしてもらつて主任技術者として資格を有する者をどん／＼認めて行く、国家的に公認して行くといふ制度を必要とするという段階にはないのじやないかといふ感じがするのであります。その点についていまいち御意見を伺ひたいと存じます。

○政府委員(中島征帆君) これは千二百名と申しますのは、旧瓦斯事業法施行以来の人数でございます。従つて

現在までにすでにもうやめてゐるかたもありまして、或いは死亡してゐるかたもありまして、実員はどのくらいかわかりませんが、ガス事業の事業者は八十ですが、そのほかに事業場といたしましては数十のものがあるわけでありまして、従つて何百名かの主任技術者の試験を通つた者があつても決して多過ぎるということはないわけでありまして、又今後新しい事業も殖えましようし、主任技術者の更新といふことも考えられますので、やはりさういふ制度は必要である。殊にこの制度はガス技術者の技能向上のために非常に今まで役に立つてゐるという評判でございます。まして、今後は是非さういふものはしてもらいたいといふことが、先般の法令改正審議会での大部分の意見でもございまして、まあ今後ともこの試験制度といふものは続けて行きたい。さういふふうな考へておられます。

○高橋衛君 これからは私の意見になるかも知れんと思ふのですが、大体国家試験制度といふものは終戦後各業界に非常に普遍的に行われるやうになつて参つたのであります。私自身の感じといたしましては対象がその不特定多数の公衆であつて、他の人が果してその人を信頼していいかどうかといふことに非常に懸念のある場合には国家試験も必要であると私は考へる。ガス事業のごとく国家もその監督が十分で

きる事業会社が少い、又会社の当局者もガス事業について相当の経験を持つておるといふのが通常の状態である。従つてこれらの人が主任技術者として国家的な試験を通つて、さうして十分信頼し得るかどうかといふことについて懸念がないという状況でなければ心

配でならないという状況にはないと私は思うのであります。むしろそのガス事業者自体が本当に公共の精神に基いてこの事業を行なっているかどうかという点こそ、私も監督の重点があり、国民も又その点にこそ十分関心を持つという状態ではないか。従つてこういうふうな制度がある以上、年々国家試験をやつて行かなければ問題になりませんけれども、制度をなくしてしまへば、なくすることによつて何ら私は心配ないと思う。成るほど予算の金額としては六万円程度であるということでありまして、併しこういうふうな事柄がどの程度に有効であるか、どの程度有益であるかということを中心として、私はむしろこんな仕事はおやめになつたほうがいいのじやないかということを考えておるものであります。その点についても一応御意見を伺いたい。

○政府委員(中島征帆君) お話の通り大きなガス事業体におきましては、技術者も多数おりますし、又優秀な技術者も揃えております。心配な点はないわけでありまして、地方の特に新設の事業者におきましては、必ずしも十分な能力のない技術員によつて、ガス事業を始めようとするところも無いわけではございませんし、やはりそういう点につきましては、少くとも一定の標準以上の技術を備えて置く必要があると思うのでございます。それからいま一つはこういう制度があるということ自体が、非常にガス事業の技術者の奨励と申しますか、鼓舞する意味において極めて役に立つておるといふことが一つと、それからこの新法の狙いとして、できるだけ事業体に信

頼をして当局の無用な干渉を避けたいというのが一つの狙いでございますが、事業体を信頼するといつても結局その事業がどの程度の技術を持ち、どの程度の技術者を持つておるかということによつて初めて具体的な裏付けが得られますので、そういう意味において一定の資格を持つた主任技術者を置くということが、やはりこの法律によつてできるだけこちらのほうの責任において保安その他の事務を遂行してもらうということが実行できるわけでありまして、そういう意味におきまして、私は主任技術者試験制度というものは必要ではないかというふうに考えておるわけでありまして。

○委員長(中川以良君) ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 速記をつけ

て。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

昭和二十九年三月四日印刷

昭和二十九年三月五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局